

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用承認申請に係る面談

2. 日時: 令和3年10月27日(水) 10:00 ~ 11:00

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

細野安全規制調査官、真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所

原子力基礎工学研究部門 核物質管理学研究分野 助教

5. 要旨

(1) 国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から、令和3年10月1日付けで申請のあった核燃料物質使用変更承認申請書(以下「本申請」という。)に関して、以下の説明があった。

特別核燃料貯蔵室の核燃料物質の輸送準備のため、管理区域を拡大するとしていたが、保安規定に基づき設定する一時管理区域の中で輸送準備を行うこととしたため、管理区域の拡大は行わないこととする。

(2) 原子力規制庁からは、説明内容に対する事実確認を行うとともに、以下の点を伝えた。

○核燃料物質の施設外への払出しを行うにあたり適用される保安規定の関連条文を加えた上で再度説明すること。

(3) 京都大学から、今後の面談にて説明する旨の回答があった。

6. 提出資料

・核燃料物質使用変更承認申請に関する説明資料